



茨城県知事

橋 本 昌 殿

要 望 書

4 団体連絡会議

平成27年9月関東・東北豪雨被害に関する緊急要望

平素、格別のご高配を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、4団体連絡会議（茨城県市長会、茨城県市議会議長会、茨城県町村会、茨城県町村議会議長会の正副会長等16名で構成）は、別添のとおり、「平成27年9月関東・東北豪雨被害に関する緊急要望」を決定いたしましたので、趣旨ご理解のうえ、その実現方について特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年10月15日

茨城県知事
橋本 昌 殿

4団体連絡会議代表

茨城県市長会長 豊 田



平成27年9月関東・東北豪雨被害に関する緊急要望

平成27年9月関東・東北豪雨により、鬼怒川、宮戸川、西仁連川などの堤防が決壊や越水し、死者3名・負傷者54名の人的被害のほか、多くの家屋が全壊・半壊や床上・床下浸水の被害に遭うなど、甚大な被害が発生しました。

現在、豪雨に見舞われた市町においては、被災者への支援やインフラ復旧等に全力を傾注しているところですが、このたびの甚大な被害に対しては、市町の取組みに加え県の支援が不可欠であります。

よって、県においては一刻も早い復旧等に向け、下記事項について緊急・臨時的な補正予算編成を含め、早急に適切な措置を講じるよう特段のご配慮をお願いいたします。

記

1 被災者の生活再建について

- (1) 被災者生活再建支援法の適用に当たっては、市町村の区域にとらわれることなく、同一災害の被災者が等しく支援を受けられるよう制度改正を行うとともに、同法による支援金の支給に当たっては、対象となる被災世帯を「全壊」、「大規模半壊」に限定せず、「半壊」などの日常生活に大きな支障が生じる世帯にも拡大するよう国に働きかけること。また、支援金の拡充についても国に働きかけること。
- (2) 「茨城県被災者生活再建支援制度補助事業」について、補助額の拡充及び適用範囲の拡大を図ること。
- (3) 災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」について、限度額の拡充を図るとともに、迅速な応急修理が出来るよう弾力的な運用を図るよう国に働きかけること。
- (4) 人口流出防止の観点から、上記(1)～(3)によらない住宅再建支援策についても、被災市町とともに弾力的に検討し、必要な措置を講じること。

2 被災した農業者への支援について

農産物や農地、農業用施設・機械、排水機場等の土地改良施設においても被害が生じていることから、農業者に対し積極的な支援策を講じるよう国に働きかけるとともに、県においても必要な措置を講じること。

- (1) 「被災農業者向け経営体育成支援事業」における気象災害の早期指定及び国の補助率の嵩上げ
- (2) 農地・農業用施設災害復旧事業の補助率の嵩上げ及び県補助金の創設
- (3) 農作物の被害における農業共済の補償割合の嵩上げ、共済の対象にならない収穫後の米などの救済措置及び共済に加入できない品目への補助

- (4) 農業に係る廃棄物（ビニールハウス・資材等）の処理への支援
- (5) 国補事業に該当しない小規模な災害箇所についての県の補助金の創設

3 被災中小企業、商店街に対する支援について

- (1) 中小企業、商店街に対して、被災した施設・設備等の復旧・復興に係る助成制度を創設するなど、必要な支援策を講じるとともに、被災中小企業が融資を受ける際に、保証料の負担軽減と保証枠の拡大が図られるよう、中小企業信用保険法の特例を受けるなど、早急に制度の充実を図るよう国に働きかけること。
- (2) 緊急対策融資に係る利子補給の実施、事業復興に係る補助金の創設、雇用維持に係る助成金、二重債務対策、事業税等地方税の減免措置、被災に係る不動産購入に係る取得税の減免措置など経営安定化対策の充実を図ること。
- (3) 国の支援策は中小企業に限定されているため、企業規模の如何に関わらず、復旧・復興のための助成制度や企業が撤退されないための優遇制度などの支援策を講じること。

4 被災施設の早期復旧と復旧事業への支援について

被災した河川や道路等の公共土木施設、教育施設、社会福祉施設及び医療施設等の復旧を早急に行うとともに、地方自治体等が実施する災害復旧事業に対し十分な支援を行うよう国に働きかけるとともに、県においても必要な支援策を講じること。

- (1) 国管理河川決壊箇所等の早期本格復旧
- (2) 県管理河川の面的な早期本格復旧
- (3) 市町村管理河川と広域用排水路の面的な早期本格復旧
- (4) 幹線道路と生活道路の一体的な早期本格復旧
- (5) 被災した教育施設、農業施設、社会福祉施設及びその他公共施設（ピアスパークしもつま等）の早期復旧
- (6) 早期の災害復旧事業の採択と予算の早期配分等十分な財政的支援の確保
- (7) 国の災害復旧事業の適用除外となる事業に対する県の補助金による財政支援

5 事前防災の推進について

大雨による大規模な災害を未然に防止するため、堤防の強化等、水害に関する防災対策の強化を推進するよう国に働きかけるとともに、県においても必要な対策を講じること。

- (1) 被災箇所の原形復旧に留まらない災害防止のための堤防整備事業の推進
- (2) 河川保全区域制度の適切な運用による安全確保
- (3) 農地における内水被害を低減させる排水機場の耐水対策強化

- (4) 事前防災のための資材備蓄や災害復旧活動の基地となる防災ステーションの早期建設
- (5) 緊急避難用の立体駐車場及び非常用電源の整備や農業集落排水処理施設の高台移設、地下貯水槽施設の整備、都市排水路（雨水幹線）の改修・新設整備、浸水制御盤の移設に対する財政支援の創設
- (6) 国、県及び市町村間における迅速な災害情報の共有化及び連絡体制の強化

6 災害廃棄物の処理について

被災地域において発生した大量の廃棄物を撤去するため、必要な費用の全額を国が支援するよう国に働きかけるとともに、県においても人的・技術的など必要な支援策を講じること。

7 地域医療機関への支援及び保健衛生対策について

地域の医療機関の早期復旧のため、県補助金の創設や融資の利子補給など財政支援を図ること。

また、感染症の発生・まん延の防止など保健・衛生対策に対する支援を講じること。

8 公共交通に対する支援について

関東鉄道常総線の線路設備の復旧をはじめ、被災地域の公共交通に対して財政支援を行うこと。

9 激甚災害の指定について

今回の災害を現在指定されている農業分野等以外においても激甚災害（いわゆる「本激」）として指定するよう国へ働きかけること。

10 災害復旧に係る地方財政措置について

被災地方公共団体が被災者支援などのために必要な財政需要に柔軟かつ的確に対処できるよう特別交付税の増額について国に働きかけること。

11 社会資本整備財源の十分かつ安定的な確保について

国及び地方の社会資本整備財源の十分かつ安定的な財源の確保により、災害に強い国土づくりを着実に進めるとともに、今回の災害において国、県及び市町村が管理する河川施設の多くに被害が生じたことから、各河川において治水安全度を高めるため、河川改修の迅速化を図るよう国に働きかけること。

要望箇所一覧

2- (2) 排水機場関係

・北台川排水機場の整備	(下妻市)
・染谷川排水機場の整備	(境町)
・長井戸沼排水機場の整備	(境町)

4- (1) (2) (3) 河川関係

・西仁連川の河川改修及び堤防の嵩上げ	(古河市、結城市)
・宮戸川の河川改修及び堤防の嵩上げ	(古河市)
・女沼川の早期河川改修	(古河市)
・鬼怒川・田川の河川合流部における田川の堤防嵩上げ及び鬼怒川合流部の水門及び排水機場の整備	(結城市・筑西市)
・鬼怒川無堤防地区(前河原、中居指、皆葉)の堤防整備	(下妻市)
・八間堀川堤防の早期復旧	(常総市)
・飯沼川(西仁連川合流部下流)の河道改修促進	(坂東市)
・鬼怒川の堤防の災害復旧及び河川管理施設等構造令で定められた条件による整備	(八千代町)
・染谷川改修事業の補助率の高い補助事業への移行による早期整備	(境町)

4- (4) 道路関係

・県道357号の早期開通	(常総市)
--------------	-------